

和歌山下津港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成10年 2 月

和歌山下津港港湾管理者

目 次

変 更 理 由	1
1 土地造成及び土地利用計画（変更）	2

変 更 理 由

し尿処理場の土地利用の変更に伴い、海南地区において土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 土地造成及び土地利用計画（変更）

土地造成及び土地利用計画を次のとおり計画する。

（単位：ha）

地区名 \ 用 途	ふ頭用地	工業用地	合 計
海 南 地 区	2	4 8	5 0

注 1）端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2）今回の軽易な変更に係る区域についてのみ記述した。

既定計画

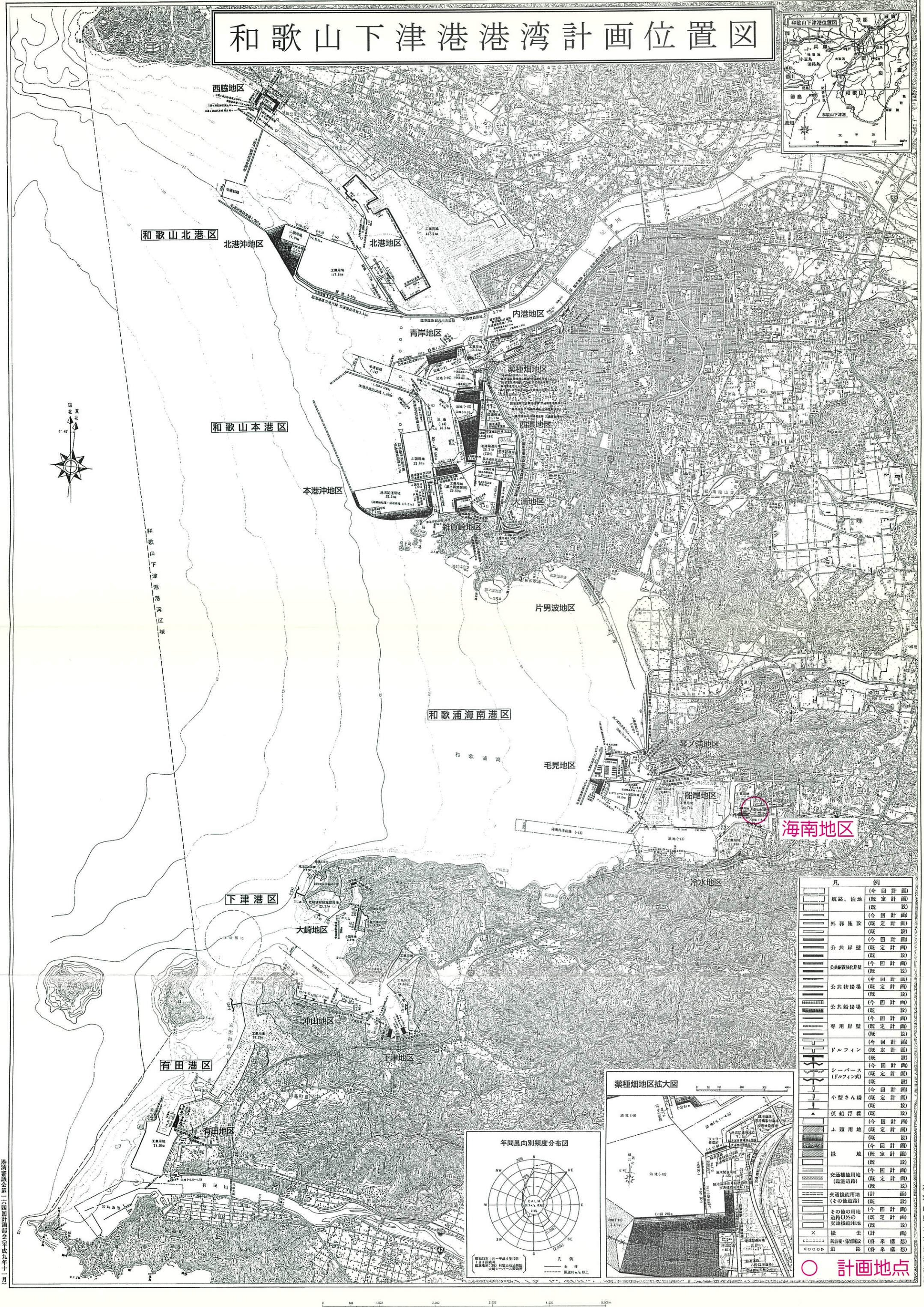
（単位：ha）

地区名 \ 用 途	ふ頭用地	工業用地	都市機能 用 地	合 計
海 南 地 区	2	4 8	(1) 1	(1) 5 0

注 1）（ ）は土地造成を伴う土地利用計画の内数である。

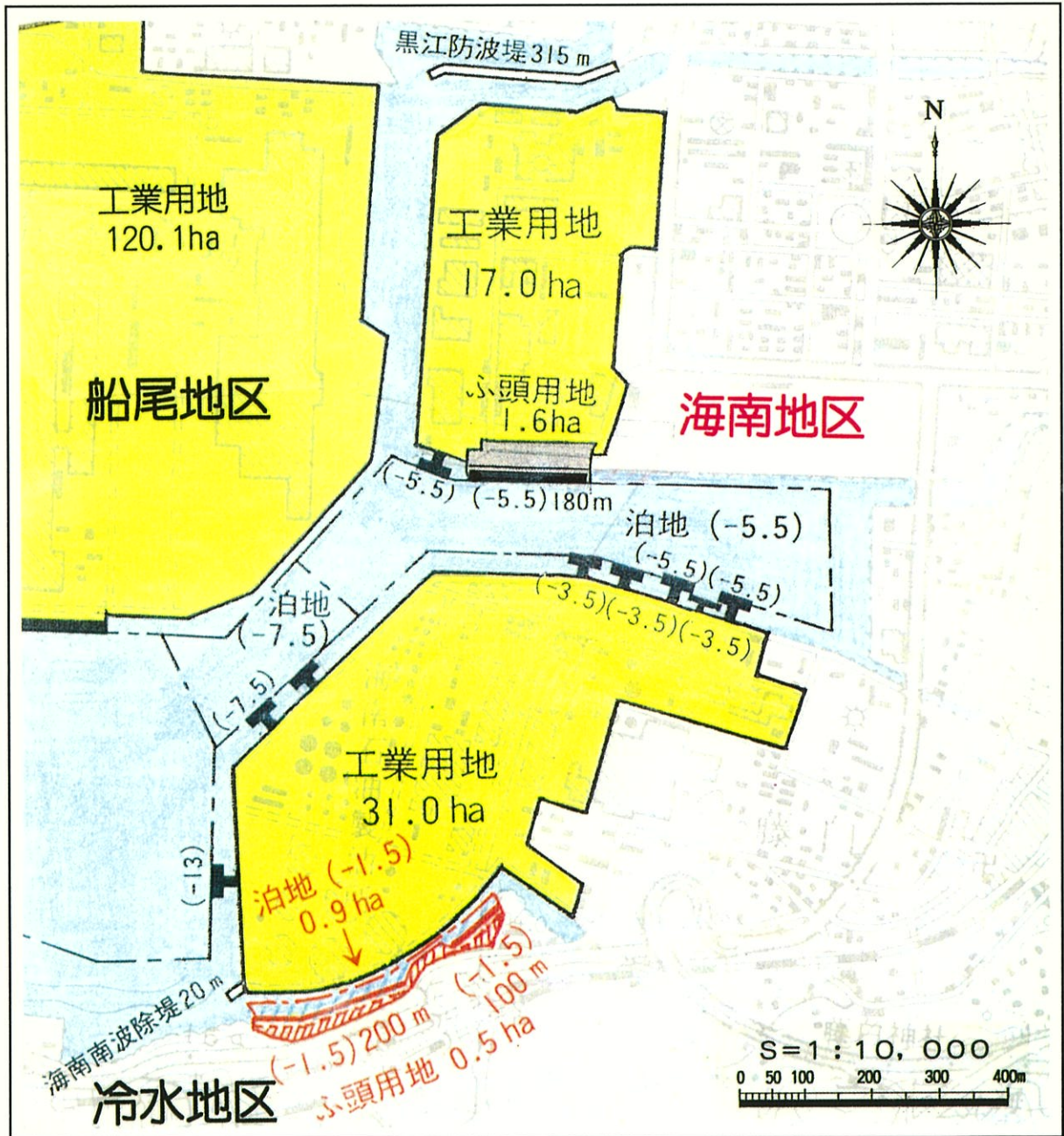
2）端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3）今回の軽易な変更に係る区域についてのみ記述した。



和歌山県土木部港湾課

和歌山下津港港湾計画図



凡 例	
	公共岸壁 (既 設)
	公共物揚場 (既定計画)
	ドルフィン (既 設)
	泊 地 (既定計画)
	(既 設)
	外郭施設 (既 設)
	ふ頭用地 (既定計画)
	(既 設)
	その他用地 (既 設)

